

## 入 札 公 告

(総合評価落札方式(簡易型Ⅱ事後確認型)入札後審査型・個別事項)

下記の委託業務について、制限付き一般競争入札(入札後審査型)を行うので公告する。この委託業務の入札執行等については、関係法令に定めるもののほか、本公告及び入札公告(総合評価落札方式(簡易型Ⅱ事後確認型)入札後審査型・共通事項)(以下「共通事項」という。)により行うものとする。

この入札は、静岡県電子入札システムにより執行する。

- 1-1 公告日 平成30年8月31日(金)
- 1-2 入札執行者 静岡県道路公社 理事長 矢野 弘典
- 1-3 この入札に関する契約条項を示す場所及び事務を担当する機関(以下「契約条項を示す場所」という。)  
〒420-0853 静岡県静岡市葵区追手町9-18 静岡中央ビル10階  
静岡県道路公社総務部総務課 電話 054-254-3421  
E-mail : [siz-road@po3.across.or.jp](mailto:siz-road@po3.across.or.jp)

### 1-4 業務内容等

入札番号	第11号
業務名	平成30年度 修善寺道路トンネル定期点検業務委託(修善寺トンネル)
施行箇所	伊豆市修善寺～伊豆市熊坂 地内
業務概要等	修善寺トンネル トンネル定期点検業務 N=1 業務 (計画準備、定期点検、診断、報告書等作成、照査、打合せ協議)
期 間	契約締結日の翌日から150日間
使用する主要な資機材	—
落札方式	本業務は、施行令第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件をもって落札者を決定する総合評価落札方式の業務委託である。
総合評価落札方式採用の理由	本業務は、技術的な工夫の余地が比較的小さいが、入札の資格、実績、成績等によって、価格の差異に比して、事業の成果に差異が生じると認められるため、総合評価落札方式(簡易型Ⅱ)を適用する。

### 1-5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

静岡県における建設関連業務委託競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満足していることについての確認を受けた者であること。

条 件	左記の詳細
(1) 静岡県建設関連業務委託競争入札参加資格の認定業種	土木関係建設コンサルタント業務に係る認定を受けている者。
(2) 建設関連業務委託の競争入札参加者の総合点数	条件としない。
(3) 入札参加資格条件における本社、営業所の所在地	本社、営業所(入札及び業務委託契約に関する権限等の委任を受けていること)が静岡県内にあること。
(4) 入札参加資格条件における同種業務の実績	・平成20年4月1日以降(完了しているもの)に、国、地方公共団体、特殊法人等(特殊法人とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条」に定める法人とする。)が発注したトンネル点検業務を元請として履行した実績を有すること。ただし、設計共同企業体としての実績は認めない。 ○参加資格条件における同種業務の実績を確認できる以下の書類を入札後に提出する入札参加資格確認資料(以下「資格確認資料」という。)に添

	<p>付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札公告「共通事項」2-2 に記載されているもの。</li> <li>・当該業務の概要が記された設計図書の写し等(必要な場合)</li> </ul>
(5) 入札参加資格条件における建設コンサルタント登録規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設コンサルタント登録規定(昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号)に基づく、「トンネル」、「道路」及び「鋼構造物及びコンクリート」部門のすべてに登録を受けていること。</li> </ul> <p>○参加資格条件における登録状況を確認できる以下の書類を入札後に提出する資格確認資料に添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札公告「共通事項」2-2 に記載されているもの</li> <li>・建設コンサルタント登録規程による登録証明の写し等</li> </ul>
(6) 入札参加資格条件における、右に掲げる基準を満たす管理技術者、照査技術者を当該業務に(専任で)配置できること。	<p>[管理技術者]</p> <p>次のア、イ、ウの条件をすべて満たす者</p> <p>ア 次のいずれかの資格を有する者。なお、入札参加資格確認申請書(以下「資格確認申請書」という。)の提出期限までに技術士又はシビルコンサルティングマネージャー(以下「RCCM」という。)等の登録を受けていない場合にも登録資格を有していれば申請書を提出することができるが、この場合、申請書提出時に当該資格の登録申請書の写しを提出するものとし、当該業者が入札に参加する為には資格確認通知の日までに登録証の写しを提出しなければならない。</p> <p>(ア)技術士[建設部門(トンネル)、(鋼構造及びコンクリート)又は(道路)]若しくは総合技術監理部門[(建設-トンネル)、(建設-鋼構造及びコンクリート)又は[(建設-道路)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。</p> <p>(イ)RCCM[トンネル]、[鋼構造及びコンクリート]又は[道路]の資格を有し登録している者。</p> <p>イ 平成 20 年 4 月 1 日以降(完了し引渡し済みのもの)に、1-5(4)の業務と同種の業務の経験を有する者。</p> <p>ウ 入札執行日以前に 3 か月以上の雇用関係があること。</p> <p>[照査技術者]</p> <p>次のア、イの条件をすべて満たす者で、管理技術者とは別の者。</p> <p>ア 次のいずれかの資格を有する者。なお、資格確認申請書の提出期限までに技術士又はRCCM等の登録を受けていない場合にも登録資格を有していれば申請書を提出することができるが、この場合、申請書提出時に当該資格の登録申請書の写しを提出するものとし、当該業者が入札に参加する為には資格確認通知の日までに登録証の写しを提出しなければならない。</p> <p>(ア) 技術士[建設部門(トンネル)、(鋼構造及びコンクリート)又は(道路)]若しくは総合技術監理部門[(建設-トンネル)、(建設-鋼構造及びコンクリート)又は[(建設-道路)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。</p> <p>イ 入札執行日以前に 3 か月以上の雇用関係があること</p> <p>○参加資格条件における技術者の資格、同種業務の経験、雇用関係を確認できる以下の書類を入札後に提出する資格確認資料に添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札公告「共通事項」2-2 に記載されているもの</li> <li>・資格を証明する書面の写し</li> <li>・当該業務の概要が記された設計図書の写し等(必要な場合)</li> <li>・自社との雇用関係を証する書面</li> </ul>

(7)その他の条件	入札公告「共通事項」2-1に記載のとおり
-----------	----------------------

1-6 技術資料

(1)提出方法	入札前に提出する技術資料は、1-8の入札日程に記載する資格確認申請書と同様とする。 入札後に提出する技術資料は、資格確認資料と同様とする。												
(2)提出期間	入札前に提出する技術資料は、資格確認申請書と同様とする。 入札後に提出する技術資料は、資格確認資料と同様とする。												
(3)技術資料の内容	<p>ア 入札前に提出する技術資料は以下のとおりとする。また、以下に記した様式とは別に、様式4号及び様式5号の根拠となる添付書類(以下「根拠書類」という。)については、開札の結果、落札候補者になった者のみが提出する。ただし、技術資料に添付する根拠書類のうち、資格確認資料の添付資料と同一のものは省略できる。</p> <p>(ア) 技術資料(表紙)(様式1号) (イ) 評価点確認申請書(様式2号) (ウ) 予定技術者の経歴(様式4号) (エ) 企業の能力等(様式5号)</p> <p>イ 技術資料の作成上の注意事項</p> <p><b>【評価点確認申請書】(様式2号)</b></p> <p>a 様式の記載について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価項目のうち、「予定技術者の経験及び能力」及び「企業の能力等」について、評価項目の各様式に基づいた評価点を申請する。なお、様式2号の申請点に誤りがあった場合は、評価項目の各様式に記載されている内容や根拠書類に関係なく、本来の評価より自己申請が低い場合は修正を行わず、自己申請が高い場合のみ本来の評価に下方修正する。</li> </ul> <p><b>【予定技術者の経歴】(様式4号)</b></p> <p>a 様式の記載について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配置を予定する管理技術者の氏名等を記載する。なお、実際の業務実施にあたって技術資料に記載した配置予定の管理技術者を変更できるのは、病気、死亡、退職等に限る。</li> <li>・評価項目における同種又は類似業務経歴は、配置予定の管理技術者が管理技術者又は担当技術者として従事した、平成20年4月1日から技術資料提出日までに完了した業務における経験を記載する。</li> <li>・次に示す評価項目における業務経験がある場合は、様式4号に記載すること。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="646 1608 1401 1727"> <tr> <td>同種工事</td> <td>国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した、夜間片側通行規制でトンネル点検の業務経験</td> </tr> <tr> <td>類似工事</td> <td>設定しない</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・CPD(CPDS)の評価対象は建設系 CPD 協議会加盟団体のうち、下表の18団体とし、各団体設定の1年間の推奨単位以上の単位取得がある場合に加点評価する。</li> <li>・これらの中から該当する継続教育(1団体)について記載する。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="646 1888 1401 2045"> <thead> <tr> <th>団体名</th> <th>年間推奨単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(公社)空気調和・衛生工学会</td> <td>50ポイント</td> </tr> <tr> <td>(一財)建設業振興基金</td> <td>12認定時間</td> </tr> <tr> <td>(一社)建設コンサルタンツ協会</td> <td>50単位</td> </tr> </tbody> </table>	同種工事	国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した、夜間片側通行規制でトンネル点検の業務経験	類似工事	設定しない	団体名	年間推奨単位	(公社)空気調和・衛生工学会	50ポイント	(一財)建設業振興基金	12認定時間	(一社)建設コンサルタンツ協会	50単位
同種工事	国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した、夜間片側通行規制でトンネル点検の業務経験												
類似工事	設定しない												
団体名	年間推奨単位												
(公社)空気調和・衛生工学会	50ポイント												
(一財)建設業振興基金	12認定時間												
(一社)建設コンサルタンツ協会	50単位												

(一社)交通工学研究会	50 単位
(公社)地盤工学会	50 単位
(一社)全国測量設計業協会連合会	20 ポイント
(一社)全国上下水道コンサルタント協会	50 単位
(一社)全国土木施工管理技士会連合会	20 ユニット
(一社)全日本建設技術協会	25 単位
(公社)土木学会	50 単位
(一社)日本環境アセスメント協会	50 単位
(公社)日本技術士会	50CPD 時間
(公社)日本造園学会	50 単位
(公社)日本都市計画学会	50 単位
(公社)農業農村工学会	50 CPD
(公社)日本建築士会連合会	12 認定時間
(一社)森林・自然環境技術者教育会	20CPD 時間
土質・地質技術者生涯学習協議会	50CPD 時間

- ・当該地域の業務実績は、配置予定の管理技術者が管理技術者又は担当技術者として従事した、平成 25 年 4 月 1 日から技術資料提出日までに完了した業務における経験を記載する。

- ・配置予定の管理技術者の手持ち業務は、公告日において、完了していない契約済みの契約金額 500 万円(税込)以上の他の業務(本県以外の発注者のものも含む)で管理技術者又は担当技術者として従事している(従事予定含む)すべての件数を記載すること。ただし、合計手持ち業務件数が 5 件以上の場合は、5 件目以降の業務名等の記載については不要とする。

b 根拠書類について

- ・評価項目における評価基準に該当していることが確認できる配置予定の管理技術者の保有資格の資格証の写しを添付すること。
- ・記載した業務が、評価項目における評価基準に該当していることが確認できる資料(契約書の写し及び業務計画書又は報告書の該当部分の写しなど。)を添付すること。ただし、当該業務が平成 20 年 4 月 1 日以降に完了した業務で、一般財団法人日本建設情報総合センターの測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)に登録されており、技術資料提出時にその内容により実績の内容が確認できる場合には、様式に TECRIS 登録番号を記載することで、資料の提出に代えることができる。

- ・CPD の取組状況が、推奨(目標)単位以上取得している場合には、各団体が発行する取得単位の証明書の写しを添付すること。(推奨単位未満の場合は不要)証明書の単位取得期間については、平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までのうち、任意の 1 年間とする。取得単位が年度で証明される団体においては、平成 28 年度又は平成 29 年度とする。なお、下記のいずれかに該当する場合は評価の対象とならないので注意すること。

- ・取得単位が 1 年間の推奨単位未満
- ・証明書の単位取得期間が 1 年間を超える場合や、1 年間に満たない場合
- ・証明書の単位取得期間が 1 年間であっても平成 28 年 4 月 1 日より前の日を含む場合

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 証明書の単位取得期間が1年間であっても平成30年3月31日を超える日を含む場合</li> <li>・ 取得単位が年度で証明される団体で、平成27年度又は平成30年度の証明の場合</li> </ul> <p>【企業の能力等】(様式5号)</p> <p>a 様式の記載について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業の地理的条件とは、本社又は営業所等(静岡県建設関連業務委託に係る入札参加者名簿に登録されている)の所在地を記載する。</li> </ul> <p>b 根拠書類について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評価項目の評価基準における評価対象地域に本社、委任先営業所等がある場合は、証明する書類(登記簿謄本等の必要な部分)を提出すること。</li> </ul>
--	--

1-7 総合評価に関する事項

(1) 入札の評価に関する基準

各評価項目について下記の評価基準に基づき加点するものとする。

ア 技術評価

(ア) 予定技術者の経験及び能力(18点)

	評価項目		配点(18点)
		評価基準	管理
予定技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格	
		技術者資格を下記の順位で評価する。 ① 技術士(次の部門・選択科目に限る) [建設部門(トンネル)、(鋼構造及びコンクリート)又は(道路)]若しくは総合技術監理部門(建設-トンネル)、(建設-鋼構造及びコンクリート)又は(建設-道路)]  ② RCCM(次の部門に限る) (トンネル)、(鋼構造及びコンクリート)又は(道路)  ③ 上記以外	①4点   ②2点   ③0点
	業務経験等	業務経験	平成20年4月以降の同種又は類似業務(※1)の経験を下記の順位で評価する。 ① 【同種】 国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した、夜間片側通行規制でトンネル点検の業務  ② 【類似】 指定しない  ③ 上記以外
	CPD(CPDS)	建設系 CPD 協議会加盟団体のうち、推奨(目標)単位を設定している団体の認定する CPD(CPDS)の実績(※2)について下記の順位で評価する。 ① 1か年の CPD(CPDS)が推奨(目標)単位以上  ② 上記以外	①2点   ②0点

	情報収集力	当該地域の業務経験 平成 25 年 4 月以降の業務経験(※3)の有無について下記の順位で評価する。 ① 静岡県沼津土木事務所管内における業務経験あり ② 静岡県内における業務経験あり ③ 上記以外	①4 点 ②2 点 ③0 点
	専任性	手持ち業務量 契約金額 500 万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事しているすべての手持ち業務件数(※4)について下記の順位で評価する。 ① 手持ち業務の件数が 0~2 件 ② 手持ち業務の件数が 3~4 件 ③ 上記以外	①4 点 ②2 点 ③0 点

※1 配置予定技術者の同種又は類似業務経験は、管理技術者又は担当技術者として従事した、平成 20 年 4 月 1 日から技術資料提出日までに完了している業務を対象とする。

※2 配置予定技術者の CPD の実績は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までのうち、任意の 1 年間において、各団体設定の 1 年間の推奨(目標)単位以上の単位取得がある場合を評価する。  
単位取得は各団体が発行する証明書の写しの提出を求め確認する。なお、証明書の単位取得期間が 1 年間を超える場合や 1 年間に満たない場合は評価の対象としない。

※3 配置予定技術者の当該地域における業務経験は、国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した建設関連業務において管理技術者(主任技術者)又は担当技術者(業務代理人)として従事し、平成 25 年 4 月 1 日から技術資料提出日までに完了している業務を対象とする。

※4 配置予定技術者の手持ち業務量は、公告日において、完了していない契約済みの契約金額 500 万円以上の他の業務(本県以外の発注者のものを含む)で管理技術者又は担当技術者として従事している(従事予定を含む)全ての件数とする。ただし、合計手持ち業務件数が 5 件以上の場合は、5 件目以降の業務名等の記載については不要とする。

(イ) 企業の能力等(7 点)

		評価項目	配点(5 点) 【注 1】
		評価基準	
企業の能力等	確実性 業務成績	過去 3 か年度の当該業務の発注業種と同業種の業務成績の平均点(※5)を下記の順位で評価する。 ① 81 点以上 ② 78 点以上 81 点未満 ③ 78 点未満	① 3 点 ② 1.5 点 ③ 0 点
	I S O の取組	品質管理・環境マネジメントシステムの取得状況(※6)を下記の順位で評価する。 ① IS09001 若しくは IS014001 の認証を取得済み ② 上記以外	① 1 点 ② 0 点

地域貢献等	地域貢献活動	静岡県内における公共土木施設に係る前年度の地域貢献活動(※7)の有無を下記の順位で評価する。 ① 活動実績あり ② 上記以外	①0.5点 ② 0点
	雇用実績	前年度の新規雇用実績(※8)の有無を下記の順位で評価する。 ①雇用実績あり ②上記以外	①0.5点 ② 0点

※5 企業の業務成績は、静岡県道路公社及び静岡県の建設事務総合システム(静岡県交通基盤部、経営管理部、くらし・環境部、文化・観光部、経済産業部、企業局の発注業務)に登録された過去3か年度(平成27年度に完了した最終契約金額100万円以上の業務、平成28年度又は平成29年度に完了した当初契約金額100万円以上の業務)の平均点(当該業務の発注業種と同業種【建設コンサルタント】)で評価する。また、発注業種と同業種の成績評定点がない入札参加者については加点しない。

※6 企業のISOの取組状況は、平成30年3月31日までに品質管理・環境マネジメントシステムの認証取得がある場合(有効期間内のもの)に評価する。

※7 企業の地域貢献活動は、平成29年度に実施した静岡県内における公共土木施設(河川・海岸・砂防設備・林地荒廃防止施設・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設・道路・港湾・漁港・下水道・公園)の美化活動や、環境保全活動で、企業としての自発的な取組みや協会員としての活動実績を評価する。なお、公共土木施設とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条に規定する上記に示す11施設とする。

上記活動以外に「一社一村しずおか運動」に基づく活動実績を評価する。

※8 評価の対象となる「雇用実績」とは、平成29年度の雇用とする。

雇用実績は、県内居住者(雇用後の県内居住者となったものを含む)を新規雇用し、技術資料提出日まで継続雇用され、以降も継続雇用の見込みがある場合を評価する。

【注1】企業の能力等に関する評価点については、配点合計である5点を7点に換算する。

(企業の能力等に関する評価点=技術得点×7/5)

#### イ 価格評価

	評価項目	評価基準	価格評価点
		入札価格に消費税に相当する額を加算した金額 $<$ 評価上限価格	(1-評価上限価格/予定価格)×技術評価配点合計(25点)×1

※評価上限価格の算出方法は(3)に示す。

#### (2) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札し、次の(ア)、(イ)の要件に該当する者のうち技術評価点と価格評価点の合計(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札候補者とする。(評価値は、小数点以下1位止め(2位を四捨五入)とする。このとき、同じ評価値がある場合は、評価値に差が生じるまで小数点以下の位止めを増やすこととする。)

ただし、落札候補者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは(ア)、(イ)の要件に該当する入札を

した他の者のうち評価値の最も高い者を落札候補者とすることがある。

(ア)入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(イ)入札に係る技術等が、本公告において明らかにした要件のうち、発注者の求める最低限の要求をすべて満たしていること。

イ 価格評価については、(3)に示す方法で算出した評価上限価格における評価を上限とする。

ウ 上記アにおいて、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、**当該者の入札価格が最も低い者を落札候補者とする。ただし、評価値が最も高く、かつ、入札価格が最も低い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札候補者を決定する。**

エ 評価値の最も高い者が、落札者となることを辞退した場合、又は低入札価格調査により落札者として決定されなかった場合には、アの(ア)、(イ)の要件に該当する入札をした他の者のうち評価値の最も高い者(以下、「次順位者」という。)を落札候補者として決定する。なお、次順位者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札候補者を決定する。

オ 入札後に落札候補者から提出された資格確認資料により、参加資格要件の詳細な確認を行う。その結果、参加資格要件を満たしていると確認した場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。参加資格要件を満たしていないと確認した場合は、次順位者を落札候補者とし、資格確認資料の提出を求める。なお、落札者が決定するまで順次同様の手続きを行うものとする。

カ 入札後に落札候補者から提出された技術資料の根拠書類により、評価項目の詳細な確認を行う。その結果、評価項目の要件を満たしていると確認した場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。評価項目の要件を満たしていないと確認した場合は、次順位者を落札候補者とし、技術資料の根拠書類の提出を求めることがある。なお、落札者が決定するまで順次同様の手続きを行うものとする。

### (3) 評価上限価格

評価上限価格は、「静岡県建設関連業務委託に係る低入札価格調査制度要領」第3条第2項及び第3項に規程する調査基準価格の算定方法を準用して算定する。

### 1-8 入札日程

入札前の資格確認申請書	公告の日の翌日から平成30年9月10日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く) <電子入札システムの場合> 午前9時から午後4時まで <持参の場合> 午前9時から午後4時まで(資格確認申請書は、各2部(正本1部、副本1部)及び長3号封筒(簡易書留料金を含む切手392円貼付)を併せて契約条項を示す場所に持参) *提出資料については、入札公告「共通事項」参照	入札後審査型・ 共通事項2-2
入札参加資格の確認通知	平成30年9月11日(火)までに電子入札システムにより通知する(持参の場合は郵送により通知する)	
入札前の参加資格確認で入札参加資格がないと認められた者の請求期限	通知を受けた日から平成30年9月14日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く) <電子入札システムの場合> 午前9時から午後4時まで *電子入札システムの場合は、送信後に静岡県道路公社総務部総務課まで電話連絡を行うこと。(Tel:054-254-3421) <持参の場合> 午前9時から午後4時(契約条項を示す場所)	入札後審査型・ 共通事項2-4
上記の回答期限	平成30年9月25日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)	入札後審査型・ 共通事項2-4



設計書及び図面(以下「設計図書等」という。)の交付	公告の日から平成30年9月28日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く) 金抜き設計書:PPI及び静岡県道路公社ホームページに掲載する。 特記仕様書:PPI及び静岡県道路公社ホームページに掲載する。 図面:PPI及び静岡県道路公社ホームページに掲載する。	入札後審査型・ 共通事項2-3
図面の縦覧(貸出)期間	公告の日から平成30年9月28日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)の午前9時から午後4時まで	入札後審査型・ 共通事項2-3
設計図書等に対する質問受付期間	公告の日から平成30年9月12日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く) <電子入札システムの場合> 期間内の午前9時から午後4時まで <持参の場合> 期間内の午前9時から午後4時まで	入札後審査型・ 共通事項2-3
上記の回答書縦覧等の期間	平成30年9月21日(金)から平成30年9月26日(水)まで	入札後審査型・ 共通事項2-3
入札書等受付期間 入札書等の提出	<電子入札システムの場合> 平成30年9月28日(金)から平成30年10月1日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く) 期間内の午前9時から午後4時まで <持参の場合> 開札日時に契約条項を示す場所に入札書、委任状(代理人の場合)、入札参加資格確認通知書を提出すること。	入札後審査型・ 共通事項2-5
開札日時	日時:平成30年10月2日(火) 午前9時00分	入札後審査型・ 共通事項2-6
入札後に行う資格 確認資料の提出	開札の日から平成30年10月4日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)(次順位者以降の者の期日は別途指示する。) <電子入札システムの場合> 午前9時から午後4時まで *電子入札システムの場合は、送信後に静岡県道路公社総務部総務課まで電話連絡を行うこと。(TEL054-254-3421) <持参の場合> 午前9時から午後4時まで(契約条項を示す場所)	入札後審査型・ 共通事項2-2
入札後の参加資格 確認で資格がない と認められた者の 請求期限	通知を受けた日から平成30年10月12日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)(次順位者以降の者の期日は別途指示する。) 午前9時から午後4時まで(契約条項を示す場所に提出すること。)	入札後審査型・ 共通事項2-4
上記の回答期限	平成30年10月19日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)	入札後審査型・ 共通事項2-4

※紙による申請等は発注者機関の承認が必要

#### 1-9 設計図書等の交付方法

<p>① 設計図書等の交付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則PPIにより交付する。</li> </ul> <p>② 設計図書等の縦覧・貸出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約条項を示す場所で縦覧・貸出を行う。</li> </ul>
--

1-10 設計図書等に関する質問に対する回答

<ul style="list-style-type: none"><li>・電子入札システムに回答を記載する。</li></ul> <p>&lt;縦覧の場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・契約条項を示す場所で縦覧を行う。</li></ul>
---

1-11 その他

低入札価格調査制度による調査基準価格の設定(対象の場合)	調査基準価格の設定 有 調査基準価格の補正 無
前払金	業務委託料の3割以内を前払いする。
契約書作成	要
業務工程表の提出	要
業務代理人及び技術者の氏名の通知	書面

## 入 札 公 告

(総合評価落札方式(簡易型Ⅱ事後確認型)入札後審査型・共通事項)

### 2-1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

静岡県における建設関連業務委託競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

<p>地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4の規定に該当しないこと。</p>
<p>静岡県における建設関連業務委託競争入札参加資格の認定を受けていること。(認定業種は入札公告(総合評価落札方式(簡易型Ⅱ事後確認型)入札後審査型・個別事項)(以下「個別事項」という。)に記載)</p>
<p>入札参加資格確認申請書(入札後審査様式第2号、以下「資格確認申請書」という。)の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱(平成元年8月29日付け管第324号)に基づく入札参加停止を受けていないこと。</p>
<p>会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者(更生手続き開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者(再生手続き開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。</p>

### 2-2 入札参加資格の確認

- (1) この入札の参加希望者は、資格確認申請書を作成のうえ提出し、入札前に入札参加資格の基本的な確認を受けなければならない。また、開札の結果、落札候補者になった者は、入札後に入札参加資格確認資料(以下「資格確認資料」という。)を提出し、入札参加資格の詳細な確認を受けなければならない。
- (2) この入札の参加希望者は、入札前に総合評価落札方式の技術資料(以下「技術資料」という。)のうち様式4号及び様式5号の根拠となる添付書類(以下「根拠書類」という。)を除いたものを作成のうえ提出し、総合評価における実績等の評価項目の基本的な確認を受けなければならない。また、開札の結果、落札候補者になった者は、入札後に技術資料の様式4号及び様式5号に関する根拠書類を提出し、総合評価における実績等の評価項目の詳細な確認を受けなければならない。
- (3) 資格確認申請書、資格確認資料(添付資料含む)及び技術資料の提出は、原則静岡県電子入札システムによる電送とするが、電子ファイルの容量により電送できない場合や紙媒体による提出について発注者の承諾(紙入札方式参加申請書(静岡県公共事業電子入札運用基準 様式4)を提出)を得た場合は、持参することができる。
- (4) 入札参加資格の確認等

ア 入札参加資格確認基準日	資格確認申請書の提出期限の日
イ 資格確認申請書	入札後審査様式第2号
ウ 技術資料	入札公告「個別事項」に掲載
エ 入札前に行う入札参加資格の確認	提出期限までに資格確認申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。
オ 入札後に行う入札参加資格の詳細な確認	落札候補となった者は、指定する期日までに以下の資格確認資料(添付資料含む)を作成のうえ、指定する日時までに契約条項を示す場所へ提出すること。 (ア)同種業務の実績(様式第3号) (イ)配置予定技術者等の資格・業務経験(様式第4号) (ウ)本店、支店の所在地(様式第5号)
カ 入札前に行う評価項目の確認と技術審査	提出期限の日までに技術資料(様式に添付する根拠書類を除く)を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。
キ 入札後に行う評価項目の詳細な確認	落札候補者となった者は、指定する期日までに以下の根拠書類を作成のうえ、指定する日時までに契約条項を示す場所へ提出すること。

	<p>(ア) 予定技術者の経歴(様式4号)の根拠書類 (イ) 企業の実績等(様式5号)の根拠書類</p>
<p>ク 入札参加資格条件における同種業務の実績の確認(入札条件とする場合)</p>	<p>○入札参加資格条件における同種業務の実績を確認できる以下の書類を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札参加資格条件における同種業務の実績として記載した業務に係る契約書の写し(ただし、当該業務が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム(TECRIS)」に登録されている業務の場合は、様式第3号に登録済みであることを明記したうえで、契約書の写しを省略することができる。)又は業務カルテ(TECRIS)の写し等(上記に加え、当該業務の概要が記された設計図書の写し等が必要な場合は、入札広告「個別事項」1-5に記載)</li> <li>・入札参加資格条件における同種業務の実績が静岡県又は静岡県道路公社発注のものである場合は、委託業務成績評定点が記載されている通知書の写し(委託業務成績評定通知書等) 又は検査合格通知書等</li> </ul>
<p>ケ 入札参加資格条件における配置予定技術者等の資格・業務経験の確認(入札参加条件とする場合)</p>	<p>○様式第4号に1-5に掲げる資格があることを的確に判断できる配置予定の技術者の入札参加資格条件における資格及び同種の業務経験を記載することができる。この場合、配置予定の技術者として複数の候補技術者を記載することができる。また、他の業務に配置されている技術者が、従事している業務の完了等により本業務に確実に配置できる見込みがある場合は、あらかじめ発注機関の承認を得て、当該技術者を配置予定技術者として記載することができる。</p> <p>また、技術者の専任を求める入札参加条件の場合で、同一の技術者を重複して複数業務の配置予定の技術者とする場合において、他の業務を落札したことにより、配置予定の技術者を配置することができなくなった場合や入札書の提出日において、従事している業務が未完了等により、配置を見込んでいた技術者を配置できなくなった場合は、競争入札参加資格の確認の申請をした者は、直ちに当該申請の取下げを行うこと。他の業務を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合や従事している業務の未完了等により、技術者が配置できないにもかかわらず入札した場合は、静岡県工事請負契約等に係る入札参加資格等措置要綱(平成元年8月29日付け管第324号)に基づく入札参加停止を行う場合がある。</p> <p>○配置予定技術者の資格、雇用関係を証するものとして以下の書類を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令による免許については、免許を証する書面の写し</li> <li>・当該技術者との雇用関係を証する書面(健康保険被保険者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等)の写し</li> <li>・自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写し</li> </ul> <p>○入札参加資格条件における同種業務の経験を確認できる以下の書類を添付すること。(入札参加条件の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札参加資格条件における同種業務の経験として記載した業務に係る契約書の写し(ただし、当該業務が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム(TECRIS)」に登録されている業務の場合は、様式第3号に登録済みであることを明記したうえで、契約書の写しを省略することができる。)又は業務カルテ(TECRIS)の写し等(上記に加え、当該業務の概要が記された設計図書の写し等が必要な場合は、入札広告「個別事項」1-5に記載)</li> </ul>

	・入札参加資格条件における同種業務の経験が静岡県又は静岡県道路公社発注のものである場合は、委託業務成績評定点が記載されている通知書の写し(委託業務成績評定通知書等)又は検査合格通知書等
コ 入札参加資格の状況	様式第5号に入札参加資格の状況(並びに営業所の状況[県内に営業所があることを条件とする場合])を記載すること。
サ 入札参加資格条件における本社、営業所の所在地	入札参加資格条件における静岡県内に本社、支店、営業所があることを証する書類[県内に本社、営業所等があることを参加資格条件とする場合]
シ 入札参加資格	有効な「建設関連業務入札参加資格の審査結果」通知の写し及び建設コンサルタント登録規程に基づく登録状況を証する書類(建設コンサルタント登録規程による登録証明書の写し)[建設コンサルタント登録規程に基づく登録があることを参加資格条件とする場合]

- ・資格確認申請書、資格確認資料(添付資料含む)及び技術資料の作成及び申込に係る費用は、提出者の負担とする。
- ・入札執行者は、提出された資格確認申請書、資格確認資料(添付資料含む)及び技術資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。
- ・提出期限後における資格確認申請書、資格確認資料(添付資料含む)及び技術資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ・提出された資格確認申請書、資格確認資料(添付資料含む)及び技術資料は、返却しない。
- ・提出された資格確認申請書、資格確認資料(添付資料含む)及び技術資料は、公表しない。
- ・資格確認申請書、資格確認資料(添付資料含む)及び技術資料に用いる言語は日本語とする。

### 2-3 設計図書等について

交付等の方法	入札公告「個別事項」に記載
質問	電子入札システム又は書面持参(様式自由)とする。
質問に対する回答	電送又は書面により回答し、書面の場合は契約条項を示す場所で縦覧する。

### 2-4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認めた理由について、説明を求めることができる。

入札参加資格がないと認められた者の請求方法等	電送又は契約条項を示す場所へ書面持参(様式自由)とする。
発注者の回答方法	契約条項を示す場所で書面により回答する。

### 2-5 入札執行の場所等

入札の場所	契約条項を示す場所
入札の方法	電子入札システムによる。ただし、発注機関の承認を得れば書面を持参して入札できる。 <電子入札システムによる場合> 電子入札システムにより入札書を提出すること。 <持参による場合> 事前に発注機関の承認を得て、開札日時に契約条項を示す場所に以下の書類を提出すること。 ・入札書、委任状(代理人の場合)、入札参加資格確認通知書を提出すること。
その他注意事項	① 郵送による入札は認めない。 ② 持参による場合、入札書、入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。なお、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提

	<p>出しなければならない。</p> <p>③ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>④ 入札執行回数は、2 回を限度とする。</p>
--	---

## 2-6 開札等

開札	契約条項を示す場所において、入札事務に関係のない静岡県道路公社職員を立ち会わせて行うか、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。
落札者の決定方法	入札公告「個別事項」に記載
入札の無効	<p>○本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに建設工事等競争契約入札心得(以下「入札心得」という。)及び(現場説明、[現場説明を行う場合])現場説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、当該入札を無効とする。</p> <p>○低入札価格調査の対象者が、開札後速やかになされる当該調査の実施に係る意思確認に対し、応じられない旨の意思表示をした場合には、「建設工事等競争契約入札心得」第 13 条第 2 項に違反するものであり、入札に関する条件に違反した入札として当該入札を無効とする。</p> <p>○入札参加資格のある旨を確認された者であっても、入札後に行う入札参加資格の詳細な確認において入札参加資格がないと確認された者や、落札候補者が入札日以降落札決定までの間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱(平成元年 8 月 29 日付け管第 324 号)に基づく入札参加停止を受けた場合には、当該落札候補者のした入札は無効とする。</p> <p>○入札後に行う総合評価の評価項目の詳細な確認において、落札候補者が申請した評価点と異なる配点となった場合は、当該落札候補者のした入札を無効とすることがある。</p>

## 2-7 不落随契

再度の入札において落札者がいない場合の随意契約への移行基準等は次のとおりとする。

移行基準	再度の入札(2 回目の入札)を行った結果、落札者がいない場合において、最低価格と予定価格との差額が予定価格の 5% 以下であるときは不落随契に移行する。
見積書を徴する者	再度の入札(2 回目の入札)で有効な入札を行なった者のうち、入札価格と予定価格との差額が予定価格の 5% 以下で、最高評価値であった者から見積書を徴する。

## 2-8 その他

入札保証金及び契約保証金	<p>①入札保証金 免除。</p> <p>②契約保証金 免除。</p>
契約書の作成	①契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。
暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合の措置	<p>①本業務の受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。</p> <p>②①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。</p> <p>③受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。</p> <p>※不当介入を受けたにもかかわらず警察及び発注者への通報(報告)等を怠った</p>

	<p>場合は、入札参加資格停止の措置を受けることがある。</p>
<p>その他</p>	<p>①静岡県公共事業電子入札運用基準に基づき入札に参加すること。なお、代表者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者の IC カードを使用して入札に参加し、又は参加しようとした場合等、IC カードの不正使用が確認された場合には、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を行うことがある。</p> <p>また、契約後に IC カードの不正使用が確認された場合には、契約解除を行うことがある。</p> <p>②電子入札システムの障害等やむを得ない事情がある場合、紙入札に変更する場合がある。</p> <p>③入札参加者は、入札心得及び契約書案を熟読し、入札心得を遵守すること。</p> <p>④落札者は、様式第 4 号に記載した配置予定技術者を、当該業務に専任で配置すること。（専任の配置技術者を入札参加条件としている場合）</p> <p>⑤契約書案、契約約款、入札心得、仕様書及び現場説明書は、契約条項を示す場所で縦覧するものとする。</p> <p>⑥契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>⑦資格確認申請書、資格確認資料（添付資料含む）及び技術資料に虚偽の記載をした場合においては、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を行うことがある。</p> <p>⑧1-5 に掲げる競争入札参加資格の認定を受けていない者も資格確認申請書、資格確認資料（添付資料含む）及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の確認を受け、かつ、競争入札参加資格の認定を受けなければならない。</p> <p>⑨低入札価格調査制度については、「静岡県建設関連業務委託に係る低入札価格調査制度要領・運用」によるので、別途静岡県ホームページ等で確認すること。なお、低入札調査対象者は、契約締結における条件として、自らの負担による「第三者による照査等」を実施しなければならないので入札において注意すること。</p> <p>⑩その他詳細不明の点については、契約条項を示す場所及び事務を担当する機関へ連絡すること。</p>